

こんな時は 行政書士に相談を!

暮らしとビジネスの「どうしよう」に 今日も向き合っています

日々の暮らしやビジネスで困っていることを、誰に相談したらいいかわからない時は、行政書士にお気軽にご相談ください。

行政書士は国家資格者であり、暮らしとビジネスの幅広い業務を取り扱っており、困りごとに役立つ相談や書類作成・提出手続の実務支援を行う法律家です。



こんなときは行政書士にご相談ください

<暮らしのお困りごと>

- 遺言に関する事
- 財産相続に関する事
- 契約書等に関する事
- 自動車に関する事
- 土地活用に関する事
- 日本国籍取得に関する事 など

<ビジネスのお困りごと>

- 会社・法人設立に関する事
- 建設業・経審・入札参加資格に関する事
- 飲食店・風俗営業に関する事
- 廃棄物処理業に関する事
- 運送業に関する事
- 著作権に関する事 など

行政手続きのスペシャリスト

<行政書士とは>

行政書士は、行政書士法（昭和26年）に基づく国家資格者で、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成及び提出手続代理、契約書等の権利義務に関する書類の作成並びに事実証明に関する書類の作成等を行います。

行政書士は、行政書士法が定める業務規律の下で業務を行いますので、社会的な信頼性が高いです。

<特定行政書士とは>

平成26年の行政書士法の改正により、特定行政書士制度が創設されました。

日本行政書士会連合会が会則で定めるところにより、特定行政書士法定研修の課程を修了した行政書士が特定行政書士となります。

特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等、行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、その手続きについて官公署に提出する書類の作成を業とすることができます。



宮城県行政書士会

—頼れる街の法律家—

行政書士はこんな「困った」を解決します

会社・法人を作りたい

- ・各種会社の設立
- ・医療・社会福祉・宗教等の法人設立

ビジネスのお困りごと

建設業を始めたい

- ・建設業許可申請
- ・経営事項審査・入札参加資格審査申請

遺言書を作りたい

- ・遺言書作成の相談・原案作成
- ・遺言執行

運送業を始めたい

- ・貨物自動車運送事業
- ・旅客自動車運送事業

相続手続をしたい

- ・相続人・相続財産の調査
- ・遺産分割協議書の作成

産業廃棄物処理業を始めたい

- ・産業/一般廃棄物処理業許可申請
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請

契約書等を作りたい

- ・各種契約書に関する相談
- ・売買・不動産賃貸借・請負契約書

飲食店・ナイトビジネスを始めたい

- ・飲食店営業許可申請
- ・風俗営業許可申請

自動車の登録手続をしたい

- ・自動車保管場所証明申請
- ・新規・移転・変更・抹消登録申請

土地活用をしたい

- ・農地法許可申請
- ・開発行為許可申請

著作権の登録申請をしたい

- ・著作権に関する相談
- ・著作権登録申請

暮らしのお困りごと

日本国籍を取得したい

- ・帰化申請
- ・国籍取得の届出

◆ お困りのときはご相談ください。

行政書士は、様々な「困りごと」に向き合い、皆さんと行政の架け橋として、依頼を受けた案件について最良の結果を出すために、日々業務にあたっています。

- 行政書士には**守秘義務**があり、これは法律で定められています。安心してご相談ください。
- **行政書士でない者**が他人から依頼を受け、官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類を作成して報酬を得ること（他の法律に別段の定めがある場合等は除く）は、**法律で禁止**されています。国家資格者である行政書士かどうかは、日本行政書士会連合会のホームページから確認できます。



日本行政書士会連合会
イメージキャラクター
ユキマサくん



お問い合わせ： **宮城県行政書士会事務局**

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目3-5

TEL:022-261-6768

宮城県行政書士会

検索